



## 国保医療だより

医療介護課 国保医療係 ☎ 43・6813

### ご存知ですか？高額療養費制度

医療機関の窓口で支払った医療費の自己負担額が、1カ月に一定の額(自己負担限度額)を超えた場合、申請をして認められれば、その超えた額が高額療養費としてあとから支給されます。

#### ▶高額療養費のポイント

- ①自己負担限度額は、世帯の所得や年齢によって異なります。(別表)
- ②1カ月ごと(1日から末日まで)の受診について計算します。
- ③入院時の食事代や差額ベッド代、診断書料、その他保険適用外の費用は対象外です。

#### ▶70歳未満の人の計算上の注意

- ①受診者ごとに別々に計算します。
- ②受診した医療機関ごとに別々に計算します。
- ③同じ医療機関でも歯科は別計算。また、入院と外来も別々に計算します。
- ④院外処方箋で調剤を受けたときは、処方せんを交付した外来の医療費と合算して計算します。
  - ・①～④で別々に計算したもののうち、個々の合計額が2万1千円以上のものが高額療養費の計算の対象となります。
  - ・計算の対象となる医療費の合計額が、高額療養費の自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額が支給されます。

#### 別表：自己負担限度額(月額)

70歳未満の人		
区分	自己負担限度額	※4回目以降
		※4回目以降
① 上位所得者	150,000円 + (総医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
② 一般	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
③ 市民税非課税世帯	35,400円	24,600円

- ・上位所得者：基礎控除後の総所得金額等の国保加入者全員の合計が600万円を超える世帯
- ・市民税非課税世帯：世帯主及び国保加入者全員が市民税非課税の世帯

※同じ世帯で、過去12ヵ月間に高額療養費の支給を4回以上受けている場合は、4回目以降は自己負担限度額が引き下げられます。

#### ▶70歳以上75歳未満の人の計算上の注意

- ①外来は、受診者ごとに自己負担額を合算して、個人ごとの自己負担限度額を超えた額が支給されます。
- ②入院を含む場合は、すべての自己負担額を合算して、世帯ごとの自己負担限度額を超えた額が支給されます。
- ③病院・診療所、歯科の区別なく、すべて合算して計算します。

#### ▶申請に必要なもの

- ①被保険者証 ②医療機関発行の領収書 ③印鑑 ④振込先の口座が確認できるもの

#### ▶入院や外来で高額な診療を受けるときは「限度額適用認定証」の交付を受けてください

70歳未満の人(別表①②③)、または70歳以上75歳未満の人で市民税非課税世帯の人(別表④)は、「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示することにより、窓口での支払いが所得に応じた自己負担限度額までとなります。

入院や外来で高額な診療を受ける予定がある人は、あらかじめ医療介護課国保医療係の窓口で被保険者証、印鑑をお持ちの上、交付を申請してください。

なお、70歳以上75歳未満の人で市民税課税世帯の人(別表⑤⑥)は、「高齢受給者証」を提示するだけで支払いが限度額までとなるため、申請の必要はありません。

70歳以上75歳未満の人		
区分	自己負担限度額	
	外来のみ(個人単位)	外来 + 入院(世帯単位)
① 現役並み所得者	44,400円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% ※4回目以降 44,400円
② 一般	12,000円	44,400円
③ 低所得者	II	24,600円
	I	15,000円

- ・現役並み所得者：70歳以上75歳未満の国保加入者で、地方税法上の課税所得が145万円以上の人がいる世帯
- ・低所得者II：世帯主及び国保加入者全員が市民税非課税の世帯
- ・低所得者I：世帯主及び国保加入者全員が市民税非課税で、かつ課税所得が0円の世帯



## 国民年金

市民課 年金担当 ☎ 43・6820

### 国民年金保険料の口座振替・クレジットカード払いの手続きは2月中旬

平成26年4月～平成27年3月の1年分の保険料または平成26年4月分～平成28年3月の2年分の保険料を口座振替等(「2年前納」はクレジットカードではできません)により一括前納を希望する人は、2月中旬に各金融機関等へ申し込みが必要です。期限を過ぎるとお得な割引(割引金額等については年金事務所または市役所に問い合わせください)を受けることができませんので、忘れず手続きしてください。

なお、毎月納付等は随時受付しています。

#### ●申出先

- 口座振替 → 金融機関等
- クレジットカード → 姫路年金事務所または市役所市民課

#### 離職等により、保険料の納付が困難な場合は免除制度をご利用ください。

離職等により、国民年金に加入したものの、保険料の納付が困難な人は、免除制度をご利用ください。免除に

は、本人・配偶者・世帯主の所得審査がありますが、離職した人は、前年収入があっても、ハローワークの作成する「離職票」または「雇用保険受給資格者証」の提示により、前年度収入が無かったものとして審査されます。

#### ●免除申請に必要なもの

- ▷年金手帳 ▷認印
- ▷離職者の「離職票」または「雇用保険受給資格者証」

国民年金相談(社会保険労務士) 年金事務所 国民年金相談及び姫路年金出張

- 《国民年金相談(社会保険労務士)》
  - ◆相談日 3月20日(木)
  - ◆場所 市役所2階 201会議室
  - ◆受付時間 午後1時30分～4時
- 《年金出張相談(姫路年金事務所)》
  - ◆相談日 4月10日(木)
  - ◆場所 市役所2階 204会議室
  - ◆受付時間 午前10時～午後3時
  - ※平成26年4月から予約制となります。申し込みは市民課年金担当まで。



## 介護保険相談室

医療介護課 介護保険係 ☎ 43・6947  
税務課 市民税係 ☎ 43・6803

### 確定申告の準備を！ 介護保険と関係のある控除について

#### 1. 障害者控除

要介護認定を受けた65歳以上の人は、介助の必要性や認知症の度合い等により、障害者手帳等がなくても障害者控除が受けられる場合があります。要件に該当する人は、申請により、当該年度の12月31日現在の状態を、要介護認定調査票で確認し、「障害者控除対象者認定書」を交付します。

#### 2. 医療費控除

##### おむつ代

要介護認定を受け、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の人は、申請により、寝たきりの度合いや尿失禁の有無を主治医意見書で確認し、「おむつ使用確認書」を交付します。

なお、初めておむつ代についての医療費控除を受ける人や、主治医意見書の内容が所定の要件を満たさない人は、別途医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

##### 介護サービスの利用に係る費用

下表の医療費控除の対象となる範囲が控除対象となります。

サービスの種類(介護予防を含む)		医療費控除の対象となる範囲		
在宅サービス	医療系	①訪問看護 ②訪問リハビリテーション ③居宅療養管理指導 ④通所リハビリテーション ⑤短期入所療養介護	サービス費の自己負担分	
	福祉系	⑥訪問介護(生活中心型除く) ⑦訪問入浴介護 ⑧夜間対応型訪問介護 ⑨通所介護・認知症対応型通所介護 ⑩小規模多機能型居宅介護 ⑪短期入所生活介護	サービス費の自己負担分	
		①～⑤のサービスと併せて利用する場合のみ、医療費控除の対象		
		施設サービス	⑫介護老人保健施設 ⑬介護療養型医療施設	サービス費の自己負担分と食費、居住費
			⑭介護老人福祉施設 ⑮指定地域密着型介護老人福祉施設	サービス費の自己負担分と食費、居住費のそれぞれ2分の1の額
※高額介護サービス費の払い戻しを受けた場合は、払い戻し金額を差し引いた残りの金額が対象				
※日常生活費、特別なサービス費用、特別な食事・居住費は対象外				